

傷病時における医療機関の受診等について（お願い）

幼稚園において日頃より、安全管理について十分に配慮を行っておりますが、万一、園でけがをしたり、急に体調が悪くなったりした場合、状況や程度によっては医療機関を受診することがあります。つきましては、お子様が安心して適切な医療を受けられるよう、下記の点について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 受診の際は、できるだけ医療機関への同行をお願いします。

お子様が医療機関を受診する際は、できるだけ保護者の方の同行をお願いします。これは、医師が診察結果や治療方針について、保護者の方に直接詳しく説明し、同意を得る必要があるためです。お子様のプライバシーを守り、適切な医療を受けるためにも、ご理解とご協力をお願いします。なお、緊急の場合は、保護者の到着を待たずに病院に搬送しますので、病院で合流をお願いします。

2 受診時には、お子様の「マイナ保険証」または、「資格確認書」と「こども医療証」などを持参してください。

令和7年12月2日以降、医療機関で健康保険証が使用できなくなりました。受診時には、必ず「マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード）」または、健康保険組合等が発行する「資格確認書」と「こども医療証」等をお持ちいただき、医療機関への提示をお願いします。医療機関への同行ができない場合、その日の受診料は実費分を園で支払いますので、後日医療機関での清算をお願いします。

3 幼稚園からの受診は、応急処置が目的です。

幼稚園から受診する場合は、あくまで応急処置が目的ですので、原則として開院している幼稚園近くの医療機関への搬送となりますので、ご了承ください。

ただし、お子様が重篤な疾患で継続受診している等、かかりつけ医以外での受診が難しい場合は、幼稚園までお知らせください。